

## 8 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への医療提供に係る財政的支援について

新型コロナウイルスに感染した自宅療養者のうち、悪化リスクのある患者や悪化が疑われる患者については、症状が急変する可能性があり、早期の医療介入が必要であることから、地域の医師会や訪問看護ステーション等が連携した地域療養体制の整備が急務である。

今後、地域療養体制の整備を着実に進めていくためには、往診する医師への診療報酬や、急変する可能性のある患者に対する日々の健康観察を行う看護師への手当について、現状の緊急包括支援交付金の拡充等による臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置づけるなど、持続可能な制度として構築していく必要がある。

そこで、自宅療養者を医療の視点から診る体制が地域で確実に整備されていくよう、国において次の措置を講ずることを求める。

- 1 現在、保険医療機関において認められている、自宅療養者に対するオンライン診療及び訪問診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」については、当面維持するとともに、安全性・信頼性を十分確保した上で、恒久化に向けた検討を進めること。
- 2 必要な感染予防策を講じた上で往診等を実施する場合には、現在、臨時的に外来診療の「院内トリアージ実施料」を適用しているが、患者の安全確保と従事者の感染防止の観点から、自

宅訪問時や処置の際に特に必要となる感染症対策について明確にするとともに、それを踏まえて往診料に加算するなど、適切な診療報酬の評価を行うこと。

- 3 自宅療養期間中における容体悪化が疑われる場合等の短時間の訪問看護や、毎日の電話やインターネットによるオンラインでの病状確認・療養指導等について、現場の実態を踏まえ、新たに訪問看護療養費の対象とするなど適切な評価をすること。